

中小企業で工場建築に使える補助金一覧

補助金名	経済産業省			環境省		
	中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資		中小企業新規事業進出補助金	中小企業省力化投資補助事業	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（予算案）	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（予算案）
	中堅等大規模成長投資補助金	中小企業成長加速化補助金				
公式HP	中堅・中小成長投資補助金	100億企業成長ポータル	中小企業新事業進出補助金	中小企業省力化投資補助金	令和8年度 概算要求 脱炭素化事業一覧 - エネ特ポータル 環境省	令和8年度 概算要求 脱炭素化事業一覧 - エネ特ポータル 環境省
概要資料・リーフレット	中小企業成長加速化補助金 中堅等大規模成長投資補助金	中小企業成長加速化補助金 2次公募 概要資料		中小企業省力化投資補助金		
公募要領	中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金	中小企業成長加速化補助金（2次公募）公募要領	公募要領	2025年12月 独立行政法人中小企業基盤整備機構	業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携）	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携）
概要	地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進すること、地方における持続的な賃上げを実現することを支援	売上高100億円を目指す、成長志向型の中小企業の皆様へ大胆な設備投資を支援	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援	中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援 ①カタログ注文型（随時申請受付） ②一般型（公募回収）	・地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。 ・先進的な断熱窓、断熱材や高効率な空調機器、照明器具、給湯機器の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出低減を共に実現する。	新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。
補助対象	中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小・スタートアップ企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10者）も対象 ※みなし大企業は補助対象外" 建物費（拠点新設・増築等※）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※本社機能の一部移転・新設を含む	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業 建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等 機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費	中小企業	地方公共団体・民間事業者・団体等 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等 トッランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの 一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。	地方公共団体・民間事業者・団体等 ZEB建築物に係る導入設備費 ※各項目の詳細は公募要領まで
基本要件	①100億宣言企業向け （1）「100億宣言」を行っていること （2）投資額15億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） （3）賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上） ②その他企業 （1）投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） （2）賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。） ③投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） ※100億宣言企業は投資額15億円以上 ④賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）） ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない） ※「100億宣言」は、中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という経営者の皆様にとって野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを、宣言するものです。 詳細→ https://growth-100-oku.smrj.go.jp/	（1）「100億宣言」を行っていること （2）投資額10億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分） （3）賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上） I 補助事業の要件 ③一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画を策定すること。 （賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間（賃上げ要件の詳細は下記参照）） ④日本国内において補助事業を実施すること。	（1）新事業進出要件 「新事業進出指針」に示す「新事業進出」の定義に該当する事業であること ※新事業進出の定義は、「新事業進出指針」にて定めていますので必ずご確認ください （2）付加価値額要件 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額（又は従業員一人当たり付加価値額）の年平均成長率が4.0%（以下「付加価値額基準値」という。）以上増加する見込みの事業計画を策定すること （3）賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下のいずれかの水準以上の賃上げを行うこと ①補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間（令和元年度を基準とし、令和2年度～令和6年度の5年間をいう。）の年平均成長率（以下「一人当たり給与支給総額基準値」という。）以上増加させること ②補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、給与支給総額の年平均成長率を2.5%（以下「給与支給総額基準値」という。）以上増加させること （4）事業場内最賃水準要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること （5）ワークライフバランス要件 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していること （6）金融機関要件 補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること <賃上げ特例の適用を受ける場合の追加要件> （7）賃上げ特例要件【要件未達の場合、補助金返還義務あり】 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下のいずれも満たすこと （1）給与支給総額を年平均6.0%以上増加させること （2）事業場内最低賃金を年額50円以上引き上げること 新事業進出指針	（1）労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加 （2）1人当たり給与総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」1.5%）以上増加 （3）事業場内最低賃金が都道府県ごとに最低賃金+30円以上の水準 （4）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など（従業員数21名以上の場合のみ） ※本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※賃金を含む収益事業の場合、基本条件は①（1）、②（2）、④（4）のみにします。 ※3～5年の事業計画に基づき、事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただきます。 ※基本要件を必ず満たす場合、補助金返還義務があります。	（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分） 既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。 ○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理を行うこと 等 ○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トッランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。 ※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。 （2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ） 過年度予算からの継続案件に対する予算措置。	（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携事業） ①新築建築物のZEB普及促進支援事業 ②既存建築物のZEB普及促進支援事業 ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業 （2）ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業（一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業） ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業 ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業 ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業 （3）水インフラにおける脱炭素化推進事業（農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業） （4）CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業（農林水産省連携事業） （5）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携事業） ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業 （6）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携事業）
限度額（R8年度） ※年度、申請枠、従業員数によって異なる	50億円 率：1/3	5億円 率：1/2	従業員数20人以下 750万～2,500万円（3,000万円） 従業員数21～50人 750万～4,000万円（5,000万円） 従業員数51～100人 750万～5,500万円（7,000万円） 従業員数101人以上 750万～7,000万円（9,000万円） 率：1/2 ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乘せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）	①カタログ型 最大1500万円 ②一般型 最大1億	率：1/2～1/3	

工場建設のご相談

工場の建設をご検討されている方はお気軽にご相談ください。
情報収集の段階でも大歓迎です。

よくあるご相談

- 納期に間に合うか話を聞きたい
- 建設実績を教えてください
- 工場見学がしたい
- 概算見積もりを作ってください
- とりあえず相談にのってください

お問合せ先

ご相談フォーム



 **077-573-3879**

受付時間 | 平日 8:15~17:15